

ご存じですか? 「食品ロス」について

食品ロスとは

本来は食べられるのに廃棄されているものを「食品ロス」といいます。
例えば、家庭内で食事を作る際に皮を厚くむくなど調理せずに取り除いた部分や、作りすぎて食べ残された料理、冷蔵庫等に入れたまま期限切れとなった食品などが該当します。

家庭における食品ロスの実態調査

国際連合食糧農業機関 (FAO) の報告書 (2011年の報告) によると、農業生産から消費に至る過程であるフードチェーン全体で、世界の生産量の3分の1にあたる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。

一方日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出され、このうち「食品ロス」は年間約500～800万トン、さらに家庭における「食品ロス」は約半分の年間約200～400万トンと推計されています。日本の「食品ロス」は、世界全体の食料援助量の約2倍であり、我が国の米収穫量 (約850万トン：2012年) に匹敵するなど、その大きさがうかがえます。

こうした中、山梨県では、消費者団体である「やまなしの消費生活安全を進める会」の協力を得て、家庭における食品ロス実態調査を行い、本県の家庭における「食品ロス」は、約1万6千トン (年間) という推計結果となりました。

※サンプル100世帯からの推計。

県内世帯における一人1日当たりの食品ロス量を世帯員構成別にみると、「単身世帯」が84.9gと最も多く、次いで「2人世帯」が56.2g、「3人以上世帯」が44.6gとなっています。

上記の単位量と推計人口 (常住人口調査 (H25.12.1現在) 結果) を用い、1日に発生する「食品ロスの総量」を地域ごと及び県全体で推計すると、下表のとおりです。

1日当たり 食品ロス量 (総括表)		(単位:t)		
	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	合計
中北地域	4.8	5.9	13.6	24.4
峡東地域	0.9	1.6	4.4	6.9
峡南地域	0.4	0.7	1.7	2.8
富士・東部地域	1.6	2.0	5.9	9.4
県計	7.7	10.2	25.6	43.4

※小数点第2位を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計が一致しない。



※年間推計 (食品ロス量) 43.4t×365日=15,841t

食品ロスの削減に向け、日頃の食品の購入や食材の使用方法などをもう一度見直してみましょう!!

◎賞味期限等を正しく理解した上で、見た目やにおいなど五感で食べられるかどうか判断しましょう。

◎冷蔵庫内の食品などの在庫管理や調理方法、献立の工夫などに取り組みましょう。

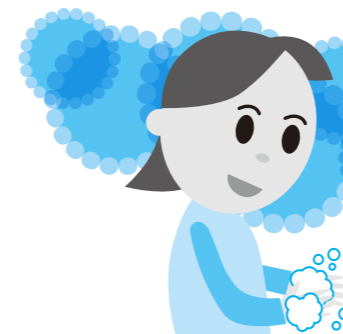
※食品ロスの実態調査の概要など詳しいことは消費生活安全課のホームページでも紹介しています!

<http://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/syouhi/syokuhinn-rosu.html>

「食の安全・安心を語る会」を開催します!!

食の安全に関する全般的な知識や考え方等について、内閣府食品安全委員会の担当者から分かりやすく説明していただきます。多くの皆様のご参加をお待ちしております!

日 時 平成26年7月23日 (水) 午後2時～3時30分
 場 所 山梨県地場産業センター (かいてらす) 大会議室
 講 演 「食品の安全とリスク分析について」 内閣府食品安全委員会リスクコミュニケーション官
 お問い合わせ 山梨県消費生活安全課 電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587



8月は食品衛生月間です。

食品衛生月間は、食中毒の防止と衛生管理の向上を図るため、食品衛生思想の普及・啓発と食品の安全性に関する情報提供を推進することを目的としております。

食品は、県民の生命及び健康に密接な関わりを持ち、その衛生の確保及び向上を図ることは、健やかな日常生活を営む上できわめて重要です。

しかしながら、その食品による食中毒が平成25年は、山梨県内では9件 (患者数68人)、全国では931件 (患者数20,802人、死者1名) 発生し、多数の人が健康被害にあっています。

特に夏期は、カンピロバクター、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌といった細菌による食中毒が多発しており、規模の大きい食中毒事例も多発しています。

このことから、県と山梨県食品衛生協会では「食品衛生月間」事業の一環として、次のイベントを開催します。



食品衛生月間関連のイベント

食品関係業者からお子様まで、食中毒のことが、楽しく学べて、体験できる内容になっています。クイズに参加してくれたお子様にはプレゼントもありますので、皆様のご来場をお待ちしております。



開催日時 8月2日 (土)～3日 (日) 午前10時～午後4時
 会場 やまなしプラザ イベントスペース
 (甲府市丸の内1-6-1 県庁防災新館1階)
 内 容 食中毒クイズ、ミニ講習会
 食中毒対策用品の展示・紹介、手洗いチェック
 パネル展示、調理器具の洗浄度チェック
 その他 ミニ講習会には事前申し込みをお願いします。
 お問い合わせ先 (一社)山梨県食品衛生協会 055-228-1830
 山梨県衛生薬務課 055-223-1489

平成25年度 消費生活相談の概要

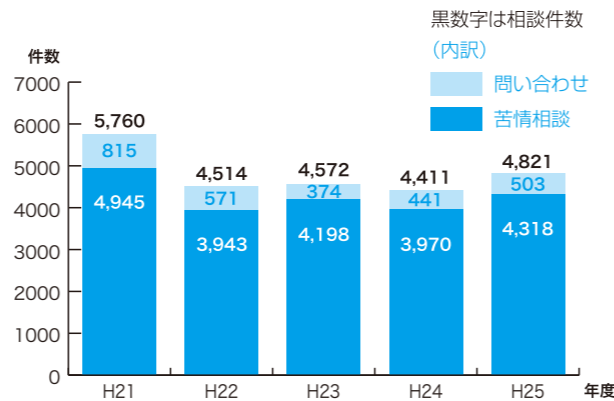
消費生活相談件数は4,821件

平成25年度に山梨県県民生活センターに寄せられた消費生活相談は4,821件と、前年度の4,411件に比べ410件(対前年度比109%)増加しました。

相談の内訳は、問い合わせ・要望が503件、苦情が4,318件でした。



受付相談件数の推移



相談の主な内容

▶相談件数トップは「放送・コンテンツ等」

「放送・コンテンツ等」が771件と全体の16.0%を占めました。主な相談は、携帯やパソコン、スマートフォンなどのワンクリック詐欺に関するものです。

▶相談その他、商品一般、健康食品の相談が大きく増加

平成24年度から大きく増加した相談は、「相談その他」「商品一般」「健康食品」でした。「健康食品」は主に注文していない商品の送り付けに関する内容でした。

逆に、「融資サービス」に関する相談は前年度から大きく減少しました。

相談件数上位10品目

順位	品目	件数		内容
		平成25年度	前年度比	
1	放送・コンテンツ等	771件 (16.0%)	+14件	携帯・パソコンなどのワンクリック詐欺、情報通信料の架空請求・不当請求など
2	相談その他	387件 (8.0%)	+114件	件落とし物・捜し物、挨拶・返礼等日常に関する事
3	商品一般	285件 (5.9%)	+82件	サラ金、ヤミ金、多重債務、連帯保証人、自己破産、融資保証金詐欺など
4	健康食品	259件 (5.4%)	+104件	健康食品の送り付けなど
5	融資サービス	191件 (4.0%)	-47件	サラ金、ヤミ金、多重債務、連帯保証人、自己破産、融資保証金詐欺など
6	戸建住宅	154件 (3.2%)	+5件	売買契約、住宅リフォーム、中古住宅など
7	自動車	142件 (2.9%)	-10件	新車・中古車の売買、整備、修理、下取りなど
8	集合住宅	125件 (2.6%)	-43件	賃貸住宅の原状回復費用等、マンションの契約、賃貸アパート敷金の返還など
9	役務その他	120件 (2.5%)	+23件	廃品回収、祈祷、占いなど
10	インターネット通信サービス	103件 (2.1%)	-27件	光回線、ADSL等の接続回線等のインターネット通信に関連したサービス

▶広い年代で放送・コンテンツ等に関する相談がトップに

右の表は年代別の相談件数の上位品目を示しています。60歳代までは、携帯、スマートフォンやパソコンのインターネットに関連した架空・不当請求に関する相談が1位となりました。

70歳以上は、健康食品に関する相談が最も多くなっていました。これは、健康食品の送り付け商法に関する相談が多く寄せられていたためです。

年代別の相談件数の上位品目

年齢	1位	2位	3位
20歳未満	放送・コンテンツ等	履物	自動車
20歳代	放送・コンテンツ等	移動通信サービス	商品一般
30歳代	放送・コンテンツ等	融資サービス	自動車
40歳代	放送・コンテンツ等	相談その他	融資サービス
50歳代	放送・コンテンツ等	相談その他	融資サービス
60歳代	放送・コンテンツ等	商品一般	相談その他
70歳以上	健康食品	商品一般	相談その他

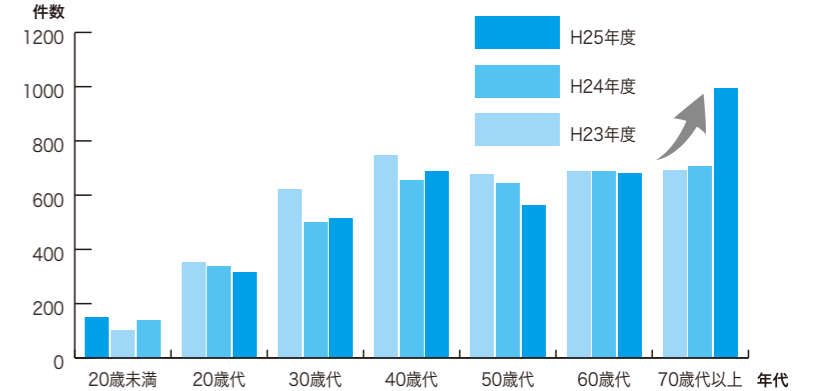
年代別トラブルの特徴

▶70歳以上からの相談がトップ!

高齢者からの相談は、年々増加
契約当事者の年齢は70歳以上がトップで16.0%、続いて60歳代が15.6%となっており、合計では全体の約3割を占めています。
また、高齢者の相談件数はここ数年増加傾向にあります。



契約当事者の年代別相談件数推移(不明分等除く)



購入形態別・契約当事者年代別苦情相談件数(不明分等除く)

年代	購入携帯	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい取引	電話勧誘販売	ネガティブ オプション	訪問購入	無店舗販売
20歳未満		13	13	105	0	2	0	0	0
20歳代		95	22	126	7	16	1	0	4
30歳代		183	18	207	3	25	0	1	2
40歳代		191	45	289	3	38	3	0	1
50歳代		194	41	178	2	53	6	1	3
60歳代		204	47	158	5	108	7	10	8
70歳以上		163	78	169	8	276	46	12	8

※年代別に最多の部分に色づけています。

▶40歳代までは「通信販売」トラブルが最多!

【要因】

- 1 携帯電話やパソコンの出会い系サイトやアダルトサイト、情報サイトにアクセスした結果、突然登録完了になり料金を請求されたという架空請求に関する相談が、依然として多数寄せられた。
- 2 テレビショッピングや、インターネットを利用したネットショッピングなどの通信販売に関する相談が多く寄せられた。

【対処法】

- ◎多くの場合、サイトの業者に連絡を取るよう仕向けてきますが、個人情報を得ることが目的ですので、こちらから連絡を取るのは止めましょう。
- ◎通信販売は不意打ち性のない取引のため、クーリング・オフ制度の適用はありませんが、返品については返品制度に関する表示が義務付けられています。
- ◎申し込みの際は、返品制度の有無についてよく確認するようにしましょう。返品制度に関する表示がないケースでは、8日間は返品可能ですが、送料は消費者負担となります。

▶70歳以上は「電話勧誘」トラブルが多い!

【要因】

注文していないのに、商品を送りますという電話や、未公開株や社債といったいわゆる儲け話に関する相談が多く寄せられた。

【対処法】

- ◎一方的に商品を送りつけられていた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。勧誘されても必要なければ**はっきりと断りましょう**。業者名や連絡先を確認することも大切です。
- ◎儲け話の場合は複雑なものが多いため、一人で判断せず、**必ず周囲の人に相談することが大切です**。

その他の相談状況

消費生活に関する出前講座について、昨年度は111回、延べ10,057名に受講していただきました。
県民生活相談について、平成25年度は家族・相続・金銭貸借・損害賠償などの法律相談1,698件、内職相談835件、土地・建物相談320件、労働相談109件、交通事故相談146件、行政相談6件、行政苦情2件が寄せられました。